

事務所ニュース Vol.206



2016年1月1日

●三六協定の締結と届出

労働者に法定労働時間を超える労働や法定休日の労働を行わせる場合には、「三六（サブロク）協定」の締結・届出を行わなければなりません。

◎「三六協定」とは

労働基準法第32条において、法定労働時間は1日8時間まで、1週間40時間までと定められています。第32条が制限しているものは、残業も含まれているため、法定労働時間を超える残業をさせることが出来ません。また、労働基準法第35条において、週1回（変形休日制を採用した場合は、起算日から各4週で4日）の法定休日が定められています。法定休日は労働させてはならない日です。しかし、臨時的な業務量の増加などにより、法定労働時間を超えた残業や、法定休日の労働が必要となる場合があります。

そのため、労働基準法第36条では、労働者の代表または過半数で組織する労働組合との書面による労使協定を締結し、所轄労働基準監督署長へ届け出た場合には、法定労働時間・法定休日の規定に関わらず、協定で定めた範囲に限り、時間外労働や休日労働をさせることを認めています。この労使協定が労働基準法第36条に規定されていることから、一般に「三六協定」と呼ばれています。

◎締結と届出の義務

三六協定の締結・届出は会社の義務ではありませんが、法定時間外労働や休日労働をさせる場合、事業規模に関わらず三六協定を締結し届け出る必要があります。締結・届出をせず、時間外労働や休日労働をさせた場合は、前述の労働基準法第32条又は第35条の違反となり、是正勧告（悪質な場合は送検）の対象となります。

◎「三六協定」の効果

三六協定の締結・届出は法定労働時間や法定休日の規定に関わらず協定の範囲内であれば法定時間外労働や法定休日労働をさせることを認めるもので、第32条又は第35条の違反を処罰されないために締結・届出をします。（免罰効果）ただし、三六協定はあくまでも、免罰効果を有しているに過ぎないため、協定の締結をもって労働者に時間外労働や休日労働を命令することはできず、法定時間外労働や法定休日労働をさせるためには就業規則に予め規定しておくことや、労働契約で予め合意しておく必要があります。

◎時間外労働の限度

法定時間外労働の限度については、労働時間の延長を適正なものとするため、厚生労働大臣が三六協定の延長時間等について基準を定めることができるとされています。告示された限度時間は次の表のとおりとなっています。（H10年労働省告示第154号）

表のとおり、1日についての時間外労働の限度時間は設けられておらず、労使双方の協議・合意の上、定めることとなっていますが、過重労働による健康被害を防ぐため、1日2～3時間、多くても4時間とするケースが多いようです。

一般労働者の場合

期間	限度時間
1週間	15時間
2週間	27時間
4週間	43時間
1ヶ月	45時間
2ヶ月	81時間
3ヶ月	120時間
1年間	360時間

対象期間が3ヶ月を超える1年単位の 変形労働時間制の対象者の場合

期間	限度時間
1週間	14時間
2週間	25時間
4週間	40時間
1ヶ月	42時間
2ヶ月	75時間
3ヶ月	110時間
1年間	320時間

◎三六協定の有効期間と締結単位

三六協定についての有効期間は、定期的に見直しを行なう観点から、有効期間は1年とすることが望ましい（H11.3.31基発第169号）との見解が示されています。また、営業所や工場など複数の事業所がある場合は、個々の事業所において三六協定を締結し、所轄労働基準監督署へ届出が必要です。

◎総括

労働基準監督署の調査が行われた場合、過重労働による健康被害防止の観点から、必ず確認されるのが、時間外労働や休日労働の有無と、三六協定の届出の有無です。それだけ基本的で重要なものとして位置づけられています。この機会に三六協定の締結・届出の期限切れや失念が無いか確認頂ければと思います。制度の分からない点や協定書の作成・届出代行についても、承っておりますので、ご遠慮なくお申し付け下さい。

○当事務所からのお知らせ

- ・労働保険料第3期分の納付について

口座振替の事業主様は1月12日（火）が振替日、口座振込の事業主様は2月1日（月）が振込期限となっております。今一度ご確認ください。

後記

あけましておめでとうございます。

本年もご厚誼、お引き立ての程よろしくお願い申し上げます。

さて、いよいよマイナンバーの運用が始まります。雇用保険の取得、喪失手続の場合、1月4日以降の届出にはマイナンバーを記載する必要があります。マイナンバーの管理については、自社で行う、自社と当事務所で行う、当事務所で行うなどいろいろな方法が考えられます。具体的な方法についてはいつでもお問い合わせ下さい。

本年が貴社の益々のご繁栄の年となりますようお祈り申し上げます。

